指定封筒の作成について（指定封筒作成案内）

本入札は郵便入札にて行います。入札書の発送については、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱第３条に基づく指定封筒（以下、「指定封筒」）で発送することとなっておりますので、指定封筒を作成した上で入札書を発送してください。

指定封筒の作成にあたっては、指定封筒の様式を印刷し、「長形３号」の封筒に糊付けして作成してください。様式を任意の「長形３号」の封筒に手書き等で必要事項を記入して指定封筒を作成していただいても構いません。

なお、指定封筒への押印が必要になります。下記を参照し、登録印（実印又は使用印）を必ず３箇所に押印してください。

（参考）和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱　別紙１

別紙１（第３条関係）

指定封筒（表）

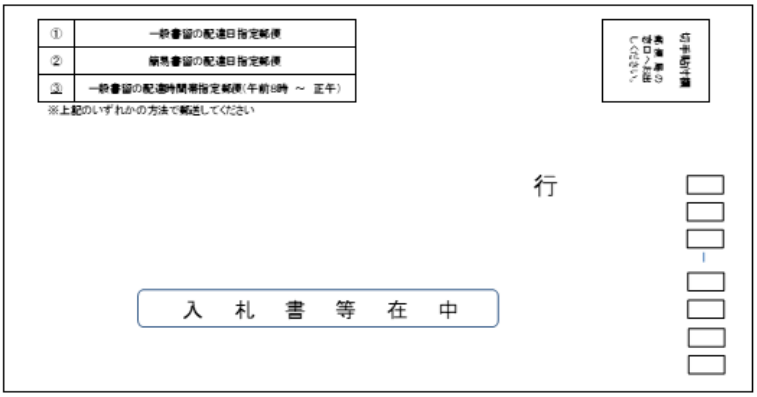

指定封筒（裏）

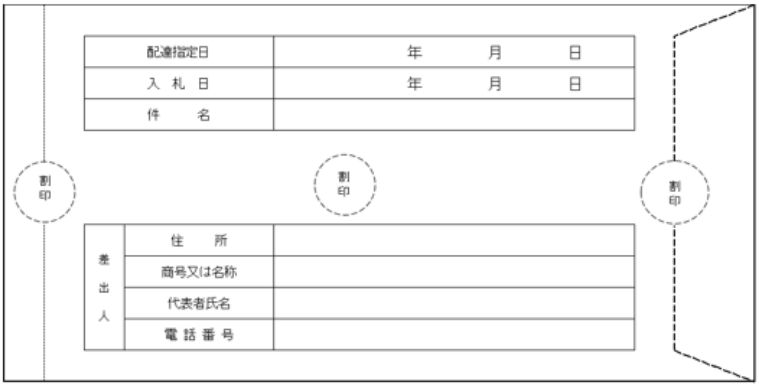

・指定封筒は、入札担当課から配布されたもの、もしくは、同内容を記載したものとする。
・使用する封筒は長形３号で内容の見えないものとする。